

売買取引の条件

項 目		内 容
共通事項	取扱品目	花 き 全 般
	営業日	ホームページ掲載の開市日(カレンダー)参照して下さい
	営業時間(事務所)	月・水・金 午前6時～午後3時
	セリ開始時間	月・水・金 午前7時
買受人に関する事項	買受人が負担する費用 *②の2.と3.は 東京都中央卸売市場条例第72条 及び施行規則54条	① 取引契約書締結に係る費用 (印紙代・保証金・その他実費) ② 取引に係る費用 1. 買上代金 支払時期及び方法は取引契約書に記載。 2. 保管料 卸売を受けた物品を正当な理由なく引き取らなかった時に保管の為に要した費用。 3. 差損金 前項の物品または買い間違い等により再販をした場合において、その卸売価格が当初の卸売価格より低いときはその差額。
	支払期日	取引契約書に記載
	支払方法	取引契約書に記載
	買上物品の引渡の方法	「原則市場内引渡し」
	買受人の遵守事項	1. 東京都中央卸売市場条例及び条例施行規則並びに関係法令 2. 世田谷市場取引委員会が定めた事項 3. 世田谷市場市場協会が定めた規則 4. 卸売会社と締結した取引契約書

売買取引の条件

委託者に関する事項	委託手数料 (受託契約約款第21条)	取扱品目の税抜き卸売金額(販売価格に数量を乗じて得た額の合計額とします。以下同じ。)に100分の9.5を乗じて算出した金額に、消費税(標準税率)を乗じて得た金額を加算した金額とし、卸売金額(消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。)より控除するものとする。 但し、委託手数料計算により生ずる円未満の端数は四捨五入する。
	委託者が負担する費用 (受託契約約款第22条)	通信費、運送費、売買仕切り金等の送金料、保管料、調整費、その他事務手数料及び、会社が立替えた費用 詳細は約款第22条を参照
	出荷奨励金	<p>出荷奨励金の支出基準は次のとおりとする</p> <p>① 交付の対象</p> <p>1. 交付の対象者 出荷者が組織する団体(単位農協以上)及びこれに準ずる団体で、共撰共販等、市場業務の改善に資する体制にある団体。</p> <p>2. 品目 切花(切葉・切枝を含む)</p> <p>② 交付の基準</p> <p>1. 交付率 前年の1月から12月における東京都の全市場(地方卸売市場を含む。)に対する委託品(共撰共販品)の出荷金額が、単位農協は税抜5億円以上、県単位以上の出荷団体は税抜10億円以上の場合について1,000分の3以内に相当する額。</p> <p>2. 加算率 上記1の対象となった団体のうち、卸売業者ごとの出荷実績が税抜5億円を超える単位農協で、共撰共販等で、市場業務の改善に特に顕著な実績があると認められる場合には、当該市場分について1,000分の2以内の加算をすることができる。</p> <p>③ 出荷奨励金の交付算定 東京都花き市場協同組合がこれを行う。</p>